

[11 回] **豊臣期の城館構成-公儀拠点の成立と蔵入地支配-** 福島克彦

はじめに

1、豊臣家中の拠点城郭-大坂城-

(1)上町台地上の城

難波京 前期難波宮(飛鳥時代) 後期難波宮(奈良時代)

四天王寺 中世期の権門 東成郡木村(油売り)の保護

大坂本願寺(石山本願寺) 明応 5 年(1496)～天正 8 年(1580)

蓮如が建立 天文元年(1532)の山科本願寺・寺内町焼き討ちの直後より、浄土真宗の中核
16 世紀前半 細川晴元との戦い→「摂州第一の名城」『足利季世記』 三好長慶とは融和的
織田信長の攻撃(元亀元年<1570>～天正 8 年<1580>)

(天王寺)原田直政・佐久間信盛、(森河内)細川藤孝・明智光秀、(福島・野田)荒木村重、
織田期大坂城 天正 8 年(1580)～11 年(1583)

[史料 1]『信長公記』大坂の評価

抑々大坂は凡そ日本一の境地なり、其子細は、奈良・堺・京都に程近く、殊更、淀・鳥羽より大坂城戸口まで舟の通ひ直にして、四方に節所を抱へ、北は賀茂川・白川・桂川・淀・宇治川の大河の流れ幾重共なく、二里・三里の内、中津川・吹田川・江口川・神崎川引廻らし、東南は尼上が嵩・立田山・生駒山・飯盛山の遠山の景気を見送り、麓は道明寺川・大和川の流に新ひらきの淵、立田の谷水流れ合ひ、大坂の腰まで三里・四里の間、江と川とつゞひて渺々と引きまはし、西は蒼海漫々として、日本の地は申すに及ばず、唐土・高麗・南蛮の舟海上に出入り、五畿七道集りて、売買利潤富貴の湊なり、隣国の門家馳せ集り、加賀国より城作を召寄せ、方八町に相構へ、真中に高き地形あり、爰に一派水上の御堂をこう々と建立し、前には池水を湛、一蓮托生の蓮を生じ(略)

[史料 2]『多聞院日記』天正 11 年 5 月 25 日条

大坂ヲハ池田紀伊守(恒興)ヨリ筑州(羽柴秀吉)へ渡し了んぬ、池田ハ濃州へ入り了んぬ、何方も大旨入れ替え云々

➡大坂と岐阜の入れ替え 池田恒興が岐阜へ移転、

(2)本丸の構築

[史料 3]『兼見卿記』天正 11 年(読み下し)

(8 月 30 日)

(略)早天森口(守口)を発足す、已刻大坂へ下着、豊田龍介方へ使者を以って案内す、出頭す、彼宿所へ向かう、衣服を改め罷り出て、用意了んぬ、暫く相待ち、烏丸黄門(光宣)下向す、龍介宿所ニ来る、相談了んぬ、龍介より申し来る、①筑州(羽柴秀吉)普請場へ出られる也、其刻路次に於いて札を申すべき之由申し来る、数刻相待ち、唯今之由案内之条、彼門内に入り、跪いて相待ち、諸侍礼は数輩也、

筑州出られる砌、玄以、烏丸進物ヲ披露[小袖三ツ]、次予持参織色[シハラ二端]これを披露す、玄以の仰せ、②内へ来るべき由、筑州申され、直ぐに門外に出られ了んぬ、烏丸・予、玄以同道せしめ門内に入る、座敷に入るに及ばず、理申し罷り出る、次いで龍介に向かい、々々帰宅、烏丸札を申され、銀子一枚持参、予綿一屯これを遣わす、即ち罷り出で了んぬ、

③長岡越中(細川忠興)宿所へ音信、屋敷普請場ニ之在り、即ち面会す、築地以下普請驚目了んぬ、宿所未だ仮屋之躰也、諸侍各屋敷築地也、広大也、④在家天王寺へ作り続く也、下向之次、住吉へ社参、先年炎上以後未だ仮殿也、直ちに泉之堺に至る、町以下見物す、当津に一宿了んぬ、当津を以って案内ていれり、トチ折敷廿枚、椀卅膳、塩肖三斤・ナマリ三斤・朱一斤取□□

今夜大雨降、旅宿不弁也、二帖敷之所也、雨キリ迷惑了んぬ、

(9月1日)

(略)巳刻和泉堺を発足す、⑤平野に至り見物す、当在所悉く天王寺へ引き寄せる也、竹木堀以下、これを埋める也、今日より大坂普請之由申し了んぬ、⑥河内路罷り通り、里々山々、石ヲ取る人足・奉行人等数千人数知れず、今夜飯盛之辺ニ一宿、不弁難儀之宿也、

(9月2日)

(略)未明に発足す、八幡に至り五里也、巳刻八幡に至り暫し休息す、⑦此の辺大坂へ之石ヲ取る、騒動了んぬ、先年信長より当社造営也、今般幸い之儀也、社参のため登る、神前に参り、御造替え伽羅を琢く、驚目了んぬ、暫し祈念せしめ、社頭之廻り、悉くこれを見了んぬ、次に下山、上洛、未刻に帰宅了んぬ、

➡吉田兼見の大坂・堺下向

①秀吉が大坂城普請現場視察、②城の「門」の内と外の使い分け、③細川忠興が屋敷建造、現在は仮屋、築地を先に作る、屋敷地を広域に設定する、④「在家」が天王寺方面まで延長して建設(大坂平野町)、⑤平野を見学、「在所」を天王寺周辺へ移設、平野の竹木・堀を埋める、大坂普請との関わり、⑥東高野街道を北上、生駒山系の西麓の里山で石を採取(大坂築城との関係)、⑦八幡周辺でも「大坂へ之石」を取るため騒動が発生、

(3)拡張

天正14年以降

[史料4]大坂築城定書『大阪城天守閣所蔵文書』

定

- 一、石場をせんさきをとり、石にかき付これ有りといふとも用いるべからず、持ち次第たるへき事、
- 一、石場より一町ほとも持をくり、出る置ニをみてハ、違乱あるかべらず事、
- 一、普請の者共その在々に宿をかり之在るといふとも、其家ぬしにたて合うへからず、又さうしをとり、竹木きるへからさる事
- 一、野山にをみてハ草薪仕るべき事、
- 一、大坂町中宿之儀も其普請衆近付これ有てかし候ハ、是非に及ばず、押してかる族あらハ曲事たるへき事
- 一、普請之衆人数千人の内に馬拾疋わとをき候て、使あるき召し遣わすべし、其外之馬ハ在所へ返し遣わすべき事、
- 一、路次とをり候とて、大石持にハ、なにたる者もかたよるへき事、
- 一、下々酒にゑ(酔)い候て、口からかひ之有といふとも、とらへ之を出べし、若のかし候ハ、其しう(衆)曲事たるへき事、
- 一、普請衆在々にをみて非分之儀之有ハ、一銭きりたるへき事、
右条々若し違犯の族あらハ罪科に処すべし、其もの見のかし候ハ、其しう(衆)曲事たるべき者也

天正十四年二月廿三日 (朱印)

加藤左馬助殿

[史料 5]フロイス『日本史』

その後、関白は、主城(天守閣)および財宝を貯蔵してある塔の門と窓を急ぎ開くように命じた。彼自らが城内を案内することになっていたが、さしあたり彼は我らが彼自ら坐していた部屋に入り、(高山)右近殿の先導で、我らに対して城内にある豪華をきわめた黄金塗りの他の多くの部屋や、日本中で比類なしと言われるほど珍しく、技巧をこらし、きわめて清楚で調和のとれた庭園を見せるようにと命じた。そして我らが彼の部屋に入ると、彼自らが室外へ出て、彼らに随行してきた同宿その他教会関係の人たちを皆呼び入れた。

[史料 6]フロイス『日本史』

羽柴(秀吉)は大坂城におびたしい数の婦女子をかかえていた。彼女たちのうち約 50 名は信長とその息子なる貴公子たちが(かつて)有していた人たちで、いずれも武将や貴人たちの娘であり、大いに寵愛されてもいたが、これらの婦人たちはだれもみな羽柴夫人(ねね、北政所)の優位を認めていた。

(4)城中掟の制定

[史料 7]本丸鉄門番二付定『山中文書』 原文 天正 17 年(1589)

定 御本丸鉄御門番事

- 一、とりの上刻より、明るたつの刻まで、女房とも一切城中の出入あるへからさる事、
 - 一、夜中に状文の出入、番衆として書中を見候て、手くりに取次、とゞけ可申事、
 - 一、御用候てまいり候女房衆こしの事は、とをし可申、いて候時ハおくより印にて出し申へき事、
 - 一、諸奉公人の事、小性一人・さうりとり一人めしつれ可入之、但御用の物もたせ候ハ、そのものはあらためとをし可申事、
 - 一、不断御用被仰付候ともから、其主人にうけこハせ、若党・小もの入申へき事、
 - 一、夜中に御よう被仰出に付てハ、当番の輩書状を御門番をして可相届事、
 - 一、当御門番衆の外、おとこのたくひ一切ふせるましき事、
- 天正十七年八月 日(朱印)

[史料 8]城中掟『生駒家文書』 原文 慶長 2 年(1597)

掟

- 一、御城中より出入の文、切手之御門為当番衆請取わたし可仕、但おくより御用之文ハ、御たい所はりま・あこ此二人としてとりつぎ、当番之ものニ渡すべき事、
- 一、御本丸へ当番御はなし衆之外、詰衆其外奉公人めさゝるニ一切参る間敷事、
- 一、秀頼様御小性衆十より上ハ、太閤様御留守ニ御城中江参るべからず事、
- 一、秀頼様へ御礼申上ものハ、当番衆召つれ、御礼可申上、進物ハくろかね御門よりこひろま迄、御番之坊主共取次すべき事、
- 一、秀頼様・御上様めしつかはれ候侍・御小人、鉄之御門外ニ相詰め、御用承るべき事、
- 一、くろかね御門番、ゆうせん・宮内・ゆうさい・じちせん此四人として仕るべし、并鳥かいの事、同前と為すべし、但しゑこしらへハ、今迄之為房主共、御門外ニて相調、四人ニ相渡すべく事、
- 一、水くミ・さうちの者、当番切手ニて出入仕るべく事、
- 一、御台所人・坊主共、彦左衛門并十より上の男ハ、朝夕之食、御たい所ニてたべさせ申す間敷候、さいくの新左衛門めさゝるに参り間敷事、
- 一、諸しよく人并商人御用あるにをひてハ、御門外ニ置、当番として取次申すべき事、
- 一、御たかじやう(鷹匠)、源兵衛・長大夫・五兵衛・新左衛門此四人之外参るべからず候、但し日出罷上り、日の内ニ帰るべき事、
- 一、女房達分出候事、はりま・あこ二人内、一人直ニ引わたし候ハすハ、切手之有ると雖も、一切通すべからず、入り候儀ハ異儀有るべからず事、

- 一、こしニのり候女房衆ハ、大蔵卿申す次第、出入共ニ別条有るべからず事、付けたり、下すの儀ハ、切手次第出べく也、
一、御城ニをかさせられ候女房たち、又下すニ至る迄、御書付之外太閤様へ申し上げず、置き申す儀之有る間敷事、
右条々相背くに於いては、曲事たるべき者也、
慶長貳年卯月廿日 (朱印)

(5)天守の管理-侍女の存在感-

[史料 9]侍女よめ血判起請文『大阪城天守閣所蔵文書』

- おそれなから申上候きせうもん(起請文)の事、
一、うへさま(豊臣秀吉)御あつけなされ候御てんしゆ(天守)、御くら々々の物、よろつの物ともこと々々く(悉く)たゝいま(只今)御ちやう(帳)ニあけ申候ことく、すこしも々々々々ちかへ(違)申さす候、
一、うへさま、人とおほしめし(思召し)候て、物お(を)も御あつけ(預)なされ候と思ひまいらせ候へハ、これあたへも御めかくしつかまつり申さす候、
一、政所さまおろかにもそんし(存じ)申さす候ミはれのためにきせうかき候てあけ申候まゝ、よく々々御めに御かけ候て、くたさるへく候、申上候事いつわりにおいてハ
上ハほんてん(梵天)・たいしやく(帝釈)・したいてんわう(四大天王)、へつして(別而)うふすな(産土)の御はつ(罰)お(を)かうふり、この世にてハわるきやまいお(を)うけ、らいせ(来世)にてハむけんちこく(無間地獄)へおち申へき也、
慶長三年九月十七日 よめ(血判)

➡慶長3年(1598)の秀吉死後、大坂城の天守、御蔵の所蔵品目録を書き上げたことを記す侍女よめの血判起請文。天守、御蔵が倉庫、その管理を侍女が担当していたことがわかる。侍女は秀吉に見込まれて預けられたとしており、職務に誇りを持っている様子がわかる。

2、公儀権力の城-聚楽・伏見城

(1)聚楽構築の始まり

大村由己「長生不老の樂をあつむるものなり」『聚楽行幸記』

[史料 10]『多聞院日記』天正 14 年 2 月 27 日条

去廿一日ヨリ、内野御構普請、大物以下事々敷、諸国衆自身々々之を沙汰す、ヲヒタヽシキ事也、関白殿廿三日ニ御上ト

➡「内野御構」 大内裏の空間 内野

(2)石垣構築の常態化

[史料 11]前田玄以黒印状『名古屋博物館文書』(天正 14 年)

当所河原にてくり石卅荷即ち在所之人足にて今明日中ニ聚楽に至て相届けらるべく候也

三月十三日 玄以(黒印)

下鴨

役者中

➡栗石の搬出入、賀茂川沿岸

[史料 12]堀太郎左衛門尉他宛、豊臣秀吉朱印状『増補訂正編年大友史料』秀吉』1951(天正 14 年)

去年北庄(越前国)に於いて仰せ付けられ候切石数五百五十の事、定めて出来たるべく候条、両三人留守居として割符せしめ、急度京着致すべく候、由断あるべからず候也、

九月五日 (朱印)

堀太郎左衛門尉(秀重)殿

東郷侍従留守(長谷川秀一)殿

木村常陸介留守殿

➡切石の京都搬入 越前より 北庄城における留守居 3 名による確認

[史料 13]一柳伊豆守宛、豊臣秀吉定書「一柳文書」『秀吉』1853

定

- 一、石場をせんさき（先先）にとり、石にかきつけ（書付）之有りといふとも用いるべからず、持次第たるへき事、
 - 一、石場より一町程も持をくり出し置にをいては、違乱有るべからず事、
 - 一、普請の者共其在々に宿をかりこれありといふとも、その家主にたて合へからず、又さうしをとり竹木きるへからさる事、
 - 一、野山にをゐてハ草薪仕るべき事、
 - 一、京中宿之儀も、其普請の衆近付之有りて、か(貸)し候ハ、是非に及ばず、押而か(借)る輩あらハ曲事たるへき事、
 - 一、普請衆人数千人の内に馬十疋程をき候て、使あるきにつかふへし、其外の馬は在所へ返すべき事、
 - 一、ろし（路次）とをり候とて、大石もちにハ何たるものもかたよるへき事、
 - 一、下々酒にぬい（酔）、くちからかひ之有りといふとも、とらへ之を出すべき、若のか(逃)し候ハ、其しう(衆)曲事たるへき事、
 - 一、普請衆在々にをいて非分之儀之有らハ、一錢切たるへき事、
- 右条々若違背の輩あらハ、罪過に処すべし、其者見のがし候ハ、其しう(衆)曲事たるへき者也、

天正十四年二月十五日 (朱印)

一柳伊豆守（直末）とのへ

(3)作事の様相

[史料 14]田中八右衛門尉宛、豊臣秀吉朱印状『大阪城天守閣所蔵文書』(読み下し)

京都作事二つについて大工の儀、去ぬる春より仕り来る如く、其の御殿御殿造り畢んぬの間、作事奉行并大工棟梁申し付ける如く、自余のかたへ大工一人も罷り越し、御作事遅々に於いては、すなわち御成敗あるべし、いつれの奉行・大工とうりやうも同前たるへく候也、

天正十四年十月廿二日(朱印)

田中八右衛門尉とのへ

➡複数の御殿の建設、作事奉行と大工棟梁

(4)行幸の計画

行幸 「天皇が皇居を出て、よそへ行くこと」『日本国語大辞典』

※織田信長 安土城「御幸の御間(略)南殿(略)江雲寺御殿(略)御幸の御間」『信長公記』

天正 16 年(1588)4 月 14 日 後陽成天皇による聚楽への行幸 秀吉の九州攻めによる延引

前田玄以による過去の調査 応永 15 年(1408)後小松天皇による義満北山第への行幸

永享 9 年(1437)後花園天皇による室町第への行幸

「内野関白殿の新殿、聚楽と号す(略)聚楽首尾次第に行幸なさるべくそうろう、しからば旧記これあるにおいては、おのおの明日、明後日に持参せらるべきとなり」『時慶卿記』天正 15 年正月 27 日

[史料 15]『聚楽行幸記』『大阪城天守閣所蔵文書』(読み下し)

敬白起請文事

- 一、就今度聚楽第 行幸仰せ出でられるの趣、誠に以って有難く感涙を催す事、
- 一、禁裏御料所地子以下并に公家衆所々知行等、もし無道之族これあるに於いては、各堅く異見を加えるため、当分之儀は申すに及ばず、子々孫々異儀無くの様申し置くべく、
- 一、関白殿仰せ聴かれるの趣、何篇に於いて聊か違背申すべからずの事、

右、若し一事たると雖も違犯に於いては、
梵天・帝尺・四大天王、惣じて日本国中六十余州大小神祇、殊に王城鎮守、別して氏神春日大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神、部類眷属神罰・冥罰各罷り蒙るべく者也、仍て起請件の如し、

天正十六年卯月十五日 加賀少将豊臣利家
備前参議豊臣秀家
江州権中納言豊臣秀次
和州権大納言豊臣秀長
駿河大納言源家康
尾州内大臣織田信雄

金吾殿

天正十六年卯月十五日 土佐侍従秦元親殿(長宗我部元親)
立野侍従豊臣勝俊
京極侍従豊臣高次
井侍従藤原直政
金山侍従豊臣忠政(森忠政)
伊賀侍従豊臣定次(筒井定次)
豊後侍従豊臣義統(大友義統)
曾祢侍従豊臣貞通(稻葉貞通)
岐阜侍従豊臣照政(池田照政)
源五侍従豊臣長益
松任侍従豊臣長重(丹羽長重)
越中侍従豊臣利勝
敦賀侍従豊臣頼隆(蜂屋頼隆)
河内侍従豊臣秀頼
三吉侍従豊臣信秀(織田信秀)
丹後侍従豊臣忠興(細川忠興)
松島侍従豊臣氏郷(蒲生氏郷)
北庄侍従豊臣秀政(堀秀政)
東郷侍従豊臣秀一(長谷川秀一)
左衛門侍従豊臣義康(斯波義康)
三河少将豊臣秀康
丹波少将豊臣秀勝
津侍従平信兼

金吾殿

(5)秀吉と京童

天正 17 年 2 月 聚楽の惣構に落書き 衛視や下手人を探索、処刑(『多聞院日記』)
落書の残存

[史料 16]京中落書『猪熊文書』

(略)

②いしふしん(石普請)、城こしらへ(拵え)もいらぬもの、あつち(安土)・お田原、見るにつけても

(略)

⑤村々にこしき(乞食)のたねもつき(尽)すまし、しほり(搾)とらるゝ公状の米

(略)

⑧まつせ(末世)とは、へち(別)にハあらし木の下、さる(猿)関白を見るに付ても

⑨おしつけて、ゆへハゆわるゝ十らく(聚楽)の、ミヤこの内ハ一らく(楽)もなし

(6)御土居の築造

[史料 17](天正 19 年)卯月 25 日付、滝川忠征宛、浅野長吉書状『滝川文書』

(略) 仍て上様去んぬる七日大津に至りお成りならせられるの由御知り、恐れ存じ候、次に洛中惣構御普請之儀、大略出来候由珍重候、并に政宗築地普請の事、左京大夫(浅野幸長)油断なく申し付け候由、条々御念を入れられ示し給い、祝着せしめ候、此表之儀相替える事これなく候、為忠三(蒲生氏郷)・政宗頼而下国たるべく由候間、申し談じ、いよいよ御錠次第申し付けるべく候条、御心易かるべく候

(7)指月伏見城の構築

隠居所から拠点的城郭へ

A 指月伏見城

天正 20 年(1592)秀吉の隠居所として構築(1 期)(

文禄 2～3 年(1593～94) 秀吉の伏見築城が本格化する時期である。これは、当初宇治川に望む指月の丘陵に築かれた。

①「文禄三年秀吉公山城国伏見指月をかりそめに城をかまへ、遂日次第にけっこうに石かけ御殿天守出来」(『慶長年中ト斎記』)、

②「本丸裏舟入やくら」(『村井重頼覚書』)

①では指月の名称があり、②には「本丸裏」に舟入が設置された。この点から指月に本丸が存在していたことが推定される。当時は、聚楽の秀次政権との並立時期であり、伏見城の拠点の一元化は流動的な部分もあった。しかし、淀天守・矢倉の移動(文禄 3.3.18)や文禄 3 年 3 月の伏見における秀次書院の破却、文禄 4 年 4 月「伏見御屋敷之儀土居こわし」など、拠点化へ向けての普請、整備が進んでいた。いわゆる同 4 年 7 月の秀次事件によって、洛中における諸大名の屋敷が伏見へ移動し、さらには「朝鮮より使の来由」(『慶長年中ト斎記』)のため、大規模化が進められた。

しかし、文禄 5 年閏 7 月 13 日、大地震によって、伏見城は倒壊した。

③「伏見城事、十三日丑剋、大地震、(同半剋*) 御城大殿守顛倒、并御殿御門以下顛倒之由、[同丑半剋計] 御普請衆へ方々ヨリ住 [注] 進、則治部卿法眼相副遣之、則時罷帰同由申、仰天、其後重而对馬・徳善院へ為見舞夜明テ遣之」

④「徳善院所モ殿以下悉大破、門顛倒云々、下人少々ウタレテ死去云々、御城番衆一庵法印其外一和衆数多、門矢蔵顛倒シテ、材木ニテウタレテ死去云々、太閤御所并若公無為珍重々々、諸人猥雑以外之躰云々、今日ハ庭上仮屋被構御渡云々、地震暫時モ無休事、万人握掌不安穩」

ともに『大地震記』(『醍醐寺文書』)であるが、「大殿守」が顛倒した事実がわかる。また前田玄以の殿舎では「下人」が、さらに「御城番衆」は「門矢蔵」で顛倒して多くが死亡した。

(8)木幡山(伏見山)伏見城

B 木幡山 第 3 期

地震直後に計画され、指月の北部にあたる木幡山に築城された。しかし、一気に移転したわけではない。慶長 2 年(1597)12 月 29 日付「近江志賀郡・蒲生郡・栗太郡蔵入地算用状」(『芦浦観音寺文書』)によれば「伏見山御城」と「伏見下の御城」があり、後者は「地震ニそこね申所なをし申」とあるように、地震以前から続いていた可能性が高い。現段階では、この「下の御城」は指月と考えられる。以後「三ヶ年苦勞之城」(慶長 5 年 8 月の落城時)と呼ばれるように、拡張が続けられた。

(9)京都新城の構築と変更

慶長2年(1597)7月、秀吉は内裏に近い京都四条に「太閤新構」(京都新城)を築いた。

『言経卿記』慶長2年正月24日

太閤京都御屋敷、昨日奉行衆徳善院僧正(前田玄以)・増田右衛門尉(増田長盛)・石田治部少輔(石田三成)等上洛了、三条坊門マテ四町、又西ハ東洞院ヨリ東へ四町也、先在家可立つべき之由之有るの間

『言経卿記』慶長2年正月28日

太閤御屋敷見物ニ罷向了、町人家破リ運ヒ了んぬ

『言経卿記』慶長2年2月8日

太閤之御屋敷一昨日ヨリ地ヲナラス云々、見物了んぬ、関東之大名衆也云々、人足多く之有り

→「太閤之御屋敷」「太閤京都御屋敷」を下京「三条」から「四条」の間に構築しようとする。「在家」の立ち退きの後「関東之大名」によって「地ヲナラス」普請

『当代記』

自此春中、四条に太閤新構有普請けるか、地利狭して又白川出口江有普請、町人壊家を迷惑す →「四条」は「地利狭して」が要因、「白川出口」へ変更

『言経卿記』慶長2年4月26日

太閤早朝ニ屋敷被替也云々、北土御門通ヨリ南へ六町、東ハ京極ヨリ西へ三町也云々、クイヲ打縄引也云々、町屋悉相替也云々、

『舜旧記』慶長2年4月26日

福大明神町、太閤御座所縄張有之

『義演准后日記』慶長2年4月26日

内裏ノ東ワカゼカ池ト云所太閤御所御屋敷ニ御沙汰云々、仍三条御屋敷普請最中ト云トモ被休了、町人迷惑

『小槻孝亮宿祢日記』慶長2年4月26日

太閤御屋敷之ハコ瀬カ池ヲ御城之中ニテ、今日御縄張有之

『言経卿記』慶長2年5月4日

太閤御屋敷 禁中巽方也、見物ニ罷向了、町屋共破コホチ少々有之

『小槻孝亮宿祢日記』慶長2年5月22日

太閤有御上洛、施薬院御入也、御造作之处有御見物

→突然計画を変更し、「北土御門通」より南へ六町、京極通より西へ三町へ変更。

内裏の東にある「ハコ瀬カ池」という場所/町屋の撤去、「町人迷惑」

3、秀吉臨終直前の様相

さらに秀吉臨終直前になると大坂との公儀の二元化が模索された。

- ① 「一、来年は、於大坂可有御普請之由、東国・北国之御衆ハ、於大坂御屋敷可被参之由候、九州・中国之衆ハ、伏見ニ可為御屋敷之由候、大坂ニハ、秀頼様御居城之由候、伏見は政所様御座候て御隠居之由候、太閤様は伏見ニ三分一可被成御座之由被仰候」(慶長3年6月27日『西承和尚文案』77)
- ② 「～大坂へ秀頼様被成御移徙候て、北国・東国之大名、悉可罷越之旨候、依之、家共の引領とて、銀子・御俵粮各ニ被下候」慶長3年7月1日 石田三成宛、伊達政宗書状(『仙台市史資料編』伊達政宗文書 1039)
- ③ 「大坂御普請之儀は、西は安芸中納言殿(毛利輝元)屋形之辺まで、不残家をのけられ候、町屋もすてに御のけなされ、地ならし之儀被仰付候、大坂にて残り候屋形ハ、備前中納言(宇喜多秀家)殿、増右(増田長盛)・石治(石田三成)までに候由候、伏見普請衆過半大

坂へ被遣候」(慶長3年7月24日『西承和尚文案』86)

同3年8月18日、伏見城において秀吉は没する。→「秀吉遺言体制」横田冬彦氏

- ④ 「伏見ニハ内府(家康)御座候て、諸職被成御肝煎候へと御意候、城々留守ハ徳善院(前田玄以)、長束大蔵(正家)仕、何時も内府てんしゆ(天守)までも、御上り候ハんと被仰候者、無氣遣上可申由、被成 御意候事〜大坂ハ秀頼様被成御座候間、大納言(前田利家)御座候て、惣廻御肝煎候へと被成、御意候、御城御番之儀ハ、為皆々相勤候へと被仰出候、大納言殿てんしゆまでも、御上り候ハんと被仰出候者、無氣遣上可申由、被成御意候事」(慶長3年8月「豊臣秀吉遺言覚書」『浅野文書』)
- ⑤ 「東国衆之儀は在大坂、西国衆の儀は在伏見と、太閤様御置目候之处、備前中納言殿在大坂之段、更不及分別之由、家康堅被申上之由候」慶長4年9月13日 毛利秀元宛、毛利輝元書状(『長府毛利文書』)

4、豊臣大名の本拠・支城、蔵入地支配

(1) 細川氏丹後国の城郭体制

(2) 蔵入地支配の城館

おわりに

[12 回]朝鮮出兵と倭城-都市支配をめぐる葛藤- 福島克彦

はじめに

1、朝鮮出兵と唐街道の構築

一般に豊臣秀吉は聚楽築造以降、京都改造に邁進したと言われている。それに一つの区切りが付くのが天正 19 年(1591)の京中屋敷替と御土居の構築である。これによって京都の出入口が設定された。とりわけ西国街道と鳥羽作道の分岐点だった四塚口(東寺口)は御土居の主要な出入口として重視された。天正 20 年 3 月 9 日には「四ツ塚ヨリ山崎マテツクリ道」(『言経卿記』)が設けられ、大山崎までの西国街道が整備された。同月 26 日には、このルートを使って、秀吉が朝鮮出兵の前線基地肥前名護屋城へ下向する(『鹿苑日録』)。後に西国街道が唐街道と呼称されたように、この朝鮮出兵と西国街道の拡幅、御土居築造は、一連の動向であった。8 月には向日町の成立、8 月 9 日には「橋本ノ橋」着工され、12 月 4 日に竣工(『惺窩先生文集』)している。「橋本ノ橋」の位置は不明だが、橋本と大山崎を結ぶ淀川架橋の可能性が高い。このように、朝鮮出兵を契機に、京都南部では交通路の再編成が行なわれていた。それは、西岡、淀川右岸が中心であり、伏見は当初その動きの局外にあったと思われる。当時伏見城は天下人秀吉の「隠居所」(第 1 期)であるが、隠居所といっても、決して規模が小さいものではない。しかし、朝鮮出兵の一連の動向から別個の位置から出発したことは、確認しておく必要がある。

なお、明確な時期は確定できないが、この伏見城(指月)の構築時、宇治川の付け替えが実施されている。すなわち、宇治川を伏見まで延長させて、巨椋池流入を止めている。これは後に太閤堤と呼ばれる堤防の築造で流路の固定化を図っている。さらに堤防上には主要街道が走り、伏見から淀、宇治、大和街道などの交通路が設定され、こうしたインフラは近世期以降も存続している。

2、名護屋城の造営

[史料 1]相良長每宛、石田正澄書状『相良家文書』(天正 19 年)8 月 23 日

(略)

一、来年三月朔日ニ、唐へ乱入されるべく旨候、各も御出陣御用意尤も候、なごや御座所御普請、黒田甲斐守(長政)、小西摂津守(行長)、加藤主計(清正)仰せ出でられ候、筑紫衆は軍役三分一ほどツゝ用捨仕候へと御錠候、定めて両三人も如在有る間敷候、

(略)

[史料 2]『菊亭家記録』

名護屋之御要害、天守以下聚楽ニ劣ル事ナシ、兼テ九州衆ニ総ノ陣屋ヲ仰せ付けられ、屋敷一ツニ三間・四間ノ茅屋三字家これを作る、或いは板葺き広間・書院相調えるモアリ、

[史料 3]平塚滝俊書状

御城の石垣なども、京都にもまし申し候由、石をみなわりてつきあけ申し候、てんしゅなどもじゅらくのにもまし申し候、

[史料 4]豊臣秀吉朱印状『中川家文書』神戸大学 天正 20 年

急度仰せ遣わされ候、高麗儀、対馬守(宗義智)・小西摂津守(行長)罷り渡し、出仕之段相究めるべく由言上候に付いて、差し遣わされ候、然ると雖も御心元無く思し召され候、其上抄行間敷候間、九州・四国・中国人数、高麗に至り罷り渡すの由仰せ出でられ候、其れに就いて各事先へ罷り越す儀無用候、名護屋ニ陣を固め之在るべく候、先江戸大納言・加賀宰相

参陣、関東・出羽・奥州・日の本まで諸卒罷り立候間、事の外路次御人数つかへ候条、去んぬる一日御延引候、御人数すき次第、御着座為すべく候間、其意を成すべく候、猶早川主馬首申すべく候也、

三月十三日（朱印）

龍野侍従(木下勝俊)とのへ

木下宮内大輔(利房)とのへ

中川右衛門大夫(秀政)とのへ

3、築城をめぐる評価、機能

【史料 5】フロイス『日本史』

短期間にこのような大事業をなし遂げるためには、全諸侯が関白の命により、多くの家屋を造ることを請け負わされ、そのために彼らは自領の城からおのおのの屋敷を移転させるという方法がとられた(それらは木造なので、たいした困難もなく移動できる)。かくてそれらはごく短期間に完成された。諸家屋ははなはだ豪華、広大で、金箔の広間(彼らは座敷と称する)を有し、丹誠こめて仕上げられていた。それらの数多くの屋敷が名護屋に集まり、間もなく関白の宮殿も完成したが、それは驚嘆に値するほどの美麗、清潔、新鮮、巨大なものであった。

ここで特筆すべきことは、都から名護屋に至る間の関白が通過する地の領主たちが、関白が決めた旅程に従って、彼のために城に似せた形の宿舎を建築したことである。それらは、最良に、かつ多額を費やして造られ、いずれも金張りの座敷を備え、その周囲には随行者のための多数の大いなる借家が用意されていた。かくて関白は、毎晩、宮殿のようなところに贅沢のかぎりを尽くして宿泊することになっていたが、このように新築された宿舎は二十に近く、そのことごとくが豪華であり、しかもほとんど時を同じくして造られたのであった。(略)

はなはだ注目されるのは、その地は僻地であって、人が住むのには適しておらず、単に食糧のみならず、事業を遂行する際のすべての必需品が欠けており、山が多く、しかも一方は沼地で、あらゆる人手を欠いた荒地であったということである。だが関白殿の命令はいとも威力があり、厳しく、効果的で、日本の主将らは、それらすべての不可能事と信じがたいほどの労苦をあたかも忘れ去ったかのように、各人は四、五万の人力を投入し、割り当てられた仕事を担当した。そして多数の者が疲労、苦悩、重労働の果てに生命を失いはしたものの、わずか数ヵ月間で関白殿の広大な宮殿と城の諸建築は見事に竣工した。のみならず、その短期間に、同所にはまったく新しい一都市が出現した。

この名護屋の建築事業に従事した身分の高い武将たちは、おのおのが他の武将に劣るまいと努力した。というのは、彼らはたとえ些細な怠慢や手落ちでも、そこで工事の進行を司る者から公然と叱責を被るのみならず、そのことで関白に訴えられ、同様の理由をもって追放処分に付され、関白への奉仕には役立たぬ者、無能な者として封禄を没収されることを特に恐れられていたからである。これがために武将たちは、自ら家臣を率いて森や遠方の山に出かけ、材木を伐ってきたり、あるいは関白の城壁や城門に用いる巨大な石を運搬したりした。それは関白が同所に到着した時に、すでに完成した宮殿と城のみならず、既述のように直径一里以上もある新市街を彼に見てもらうためであった。

【史料 6】フロイス『日本史』

兵士たちが朝鮮に渡った後、そして関白が名護屋に滞在中に、梅北(国兼)と称する薩摩国の一人の殿が、かねてより世相に不快に思っていたところ、突如絶望した者のように己の運命を試そうと決意し、若干の部下たちを従えて肥後国に侵入し、そして薩摩国主の命令で戦いが始まり、関白を打倒するため日本の全諸侯が謀反を起こしたと言いふらした。

(略)

この一件において関白殿は大いなる残虐と不正を行った。すなわち、彼はかの謀反人の妻を捕えさせた。彼女は薩摩の自分の家で、こうした出来事を知らずにいたのであるが、名護屋城のある大きなうち内庭に連行され、政庁のすべての貴人たちが見ている前で手を後ろに木に縛られ、生きながら焼き殺された。この婦人は異教徒でまだ若く、性質は善良であったにもかかわらず、そのようなひどい状態に曝され、両手を木に縛られ徐々にではあるが巨大な火に囲まれ、その苦しみが長引くように仕向けられたのであった。目撃した多くの人たちが後刻語ったところによると、彼女は不思議なばかりの勇気をもって、当初から目を開き地面を見つめ、身動きもせず悲鳴や嘆声をあげることもなく、そのまま焼かれ、灰と炭骨と化するまで不動の姿勢を保っていた。それがために人々は大いに驚いたと言う。

【史料 7】フロイス『日本史』

総司令官のガスパル・ピント・ダ・ロシャが名護屋に太閤様を訪れました時、金色の槍を携えたカフル人を護衛として連れて参りました。カフル人たちは赤い衣装をまとい、太鼓と笛を携えていました。太閤様はカフル人たちに太鼓と笛に合わせて踊らせました。カフル人たちは元来、この上もなく踊りが好きでしたから、それを見る人々は腹をかかえて笑い転げました。と申しますのは、彼らは順序も調和もあったものではなく、あっちに飛びこっちに跳ね、始めたら最後、いくら「もうよい、十分だ」と言いましても踊りをやめさせる方法とはなかったからでございます。太閤様は(カフル人の)一人一人に、前が開き、きわめて繊細な麻でできた肌着であります白い帷子をとらせました。私(ロドリゲス)が彼らに、これを賜った方に尊敬を表し、これを名誉としてそれを頭上に戴くようにと言いつけますと、彼らは帷子を、まるでインドの船乗りたちのターバンのように頭にくくってしまいました。太閤様をはじめ、居合わせた政庁の人々全員が楽しんだ一光景でありました。

【史料 8】『宗湛日記』天正 20 年 5 月→肥前名護屋城「金ノ御座敷」

同五月廿八日 御城ニテ、
一大閤様 御之■ 名護屋ニテ、金ノ御座敷ニテ、諸大名衆ニ御茶被遣次第 一座ニ六人
ツヽ、七番ニソロテ、宗湛ハ五番目ノ内ニト被 仰出候ニヨリ、其御人数ニ被召加候、

4、倭城の構築

倭城 朝鮮出兵時に朝鮮半島南沿岸に構築された恒久的な城跡

村田修三「日本史上最強の城」

石垣・空堀を併用

石垣で本城部と港湾とつなぐ構造を持つ。

- ・ 求心的な構造を指向する 順天倭城、熊川倭城、西生浦倭城・・・
- ・ 分立的な構造 安骨浦倭城・・・
- ・ 邑城を活用 固城倭城、泗川倭城・・・

陣城？ 恒久的な拠点の城郭？

慶長 3 年(1598) 4 月 宇都宮国綱の出陣

【史料 9】『宇都宮高麗帰陣軍物語』

それより四里先は今順天之城、小西摂津守行長殿居城、釜山海より西南にあたる也、古順天有るニ付、摂州居城を今順天と名付ける也

朝鮮側史料では「曳橋」

【史料 10】『朝鮮日々記』『薩藩旧記雑録』

泗川之新城江御移之事 右 御両殿様自赤国泗川之古館へ御参着之時分、此泗川之内ニ新城と申て、古丸より一里半程之有り候所ニ薩摩之御陣として御普請之有り候、

おわりに